

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

# 関西労災職業病9月号

(通巻77号)

関西労働者安全センター

1980.9.20 発行

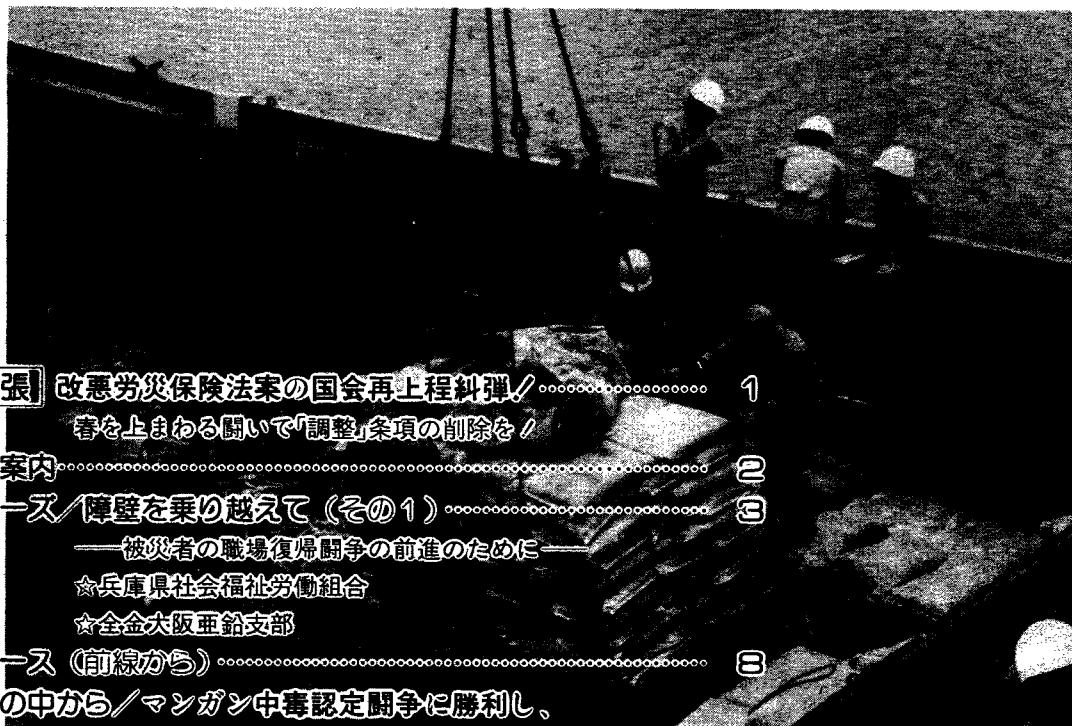
大阪市大淀区本庄東3—10—11三和ビル22号室

新価格

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- **主張** 改悪労災保険法案の国会再上程糾弾／…………… 1  
春を上まわる闘いで「調整」条項の削除を！
- **集会案内** ..... 2
- **シリーズ／障壁を乗り越えて（その1）** ..... 3  
——被災者の職場復帰闘争の前進のために——  
☆兵庫県社会福祉労働組合  
☆全金大阪亜鉛支部
- **ニュース（前線から）** ..... 8
- **闘いの中から／マンガン中毒認定闘争に勝利し、造船大合理化への反撃を！** ..... 15  
——全港湾建設支部 名村分会——

● 8月の新聞記事から/14 ● 8月分会計報告・夏期カンパのお礼/18

主張

# 改悪の労災保険法案の 國人云集上程糾弾

春を上まわる闘いで「調整」条項の削除を！

政府・労働省は十月二十九日に召集される第九三回臨時国会に、先の通常国会で廃案となつた改悪労災保険法案を再上程し、自民党的絶対多数という国会における数の暴力を背景として、成立を强行する構えを見せている。

労災被災者をはじめとする全国の多くの被災者、労働者の強い反対の声を無視し、敢てこのような暴挙に出ようとする自民党政府・労働省に対し厳しく糾弾するとともに、先の通常国会で廃案に追い込んだ力を再度総結集して、この策動を粉碎すべく全力をあげて闘いを開始しよう。既に何回となくくり返されてきたことではあるが、今回の法改悪は決

して「一部改悪」というようなものではなく、労災保険法自体の性格を根本から変える内容をもつものである。即ち、労災裁判での前進、企業内上積補償の充実など、労働者・被災者の労災補償に対する権利意識の向上の中で、労災保険が資本にとっての安全弁として作用しなくなつたことに対して、資本側が保険機能の復活をかけてのまき返しであるといふ点を十分に認識しておかなくてはならない。合化労連昭和電極労組のじん肺裁判闘争において、一審で敗訴した資本側は控訴理由として「労災保険に定める保険料を負担して同

賠償責任を免責されておるのであり、それ故に本訴請求は理由がないのである」と述べているが、これは決して苦しまぎれのいいのがれでなく、まさに資本総体の本音を代弁するものである。

集 会 案 内

10月18日

改悪労災保険法案国会再上程  
糾弾！ 臨時国会成立阻止！

関西総決起集会

10月18日午後2時より

PLP会館5階大ホール

労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議

10月14日

岩佐訴訟に勝利する

総決起集会

10月14日(火)午後6時

部落解放セセンター2階ホール

原発内被曝労働者の闘いに支援の輪を！

主催：岩佐訴訟を支援する会 後援：大阪軍縮協 集会連絡先  
安全センタ-

シリーズ

# 障壁を乗り越えて

## 被災者の 職場(社会)復帰闘争 の前進のために(その1)

「職業病は職場でなおす」

兵庫県社会福祉労働組合

私たち兵福労の職場は、主に民間の社会福祉施設ですが、そこでは労災職業病が多発しています。民間福祉労働者の平均在職年数は二年そこ

業に入るのがふつうでした。休業期間も、少なくとも一月位長い場合は、結局二年も三年も休業せざるを得ない状態でした。

そこですが、その多くは職業病に被災し、体も心もボロボロになつて退職を余儀なくされるのです。

特に、西宮市にある甲山福祉センターでは、労基署の認定した被災者だけでも一〇〇名を越し、西宮労基署管内ではもちろん最大です。

### 被災＝休業

#### という時期

一九七八年頃までは、甲山福祉セ

ンターで被災した労働者は、すぐ休めばなりません。

被災＝休業ということになるのは、多くの労働者が、腰やけい腕の異常を感じながらも、ギリギリ倒れるまで通常の勤務を続ける有様だったからです。だから、職業病に被災するということは、職場でバッタリ倒れる、あるいは、ある日職場までたどりつくことができなくなつたということだつたわけです。それ以前に、軽症のうちに痛みやしびれを職業病として認識し、早く治療をし、軽いうちに回復するといふことができていいなかつたわけです。この点には、

# 被災リ休業の問題点

当時は、兵福労も労災職業病についての認識が浅つたのは事実です。

被災して倒れた労働者の労災保険や肉体的治療についてフォローするのが精一杯でした。ともかく、充分に体を休めて回復第一というわけです。

ところが、そうこうしているうちに、この方針、というよりは現実問題について、いろいろと問題が起つてきました。

その第一は、かなり長期に休業しても、必しも病状改善につながらない場合もあるということです。休業していても病状改善しないので、ムリと思いながらも職場復帰したところ少しづつ良くなつていくケースもありました。これは結局、休業といふことについて、精神的な存在としての人間や、社会的な存在としての労働者という面を無視してしまつた

ということによると思われます。

第二には、休業の期間がそうとう長いので、その長期間、病氣だからといふことで全く労働、あるいは職場から離れてしまうことはどうか、という問題があります。なんとか病気と共存して働く、ということでききないものか、それができないと、長期間休業している労働者が自分というものを保つことがなかなか難しいのです。

第三の問題として、職場から全く離れて休業していると、職場の仲間と感覚的にも人間関係としても離れてしまう、ということが起ります。

これは、仲間たちの被災労働者への同情や経営者への怒りの共有がうすれてしまふことを意味します。休業している被災者は孤立感を覚え、ついには退職によつて精算しようとしたり、職場の仲間に対立感情をもつてしまつたりする場合もあります。

そして、第四の最大の問題は、被災者が職場にいないと、職場改善、労災発生要因の除去、職業病撲滅の

闘いが非常に困難になるということです。被災者が職場に存在しないと

職業病といふこと 자체が存在しないかのような、あるいは、職業病といふ問題は、被災者の個人的な肉体的問題であるかのような傾向が生じます。これは、根本問題であり、職業病の積極的治療方法である職場改善職業病撲滅の闘いにとつても非常に有害です。

兵福労は、上記のような問題意識をもつて昨年来、できるだけ休業しないで職場復帰する闘いをめざしていました。もちろん、これは、なにがなんでも休業しない、休業しているものは組合が職場にひっぱり出すというようなことを意味するものではありません。当該の意志尊重、主治医の理解などが必要なことはいうまでもありません。

# 職場復帰の闘いの問題点

その上で闘いの問題点をみてみると、第一に、例えば、経営者が職場復帰を拒否する場合があります。これは、周知の西岡・浦中さんの場合です。両氏は一昨年九月、医師の診断にもとづいて休業しようとしたところ、それを経営者に妨げられ、どうしても体がいうことをきかず休んだところ懲戒処分されたのです。これを不当として裁判に訴え、仮処分全面勝訴、本訴も圧倒的に有利に進行中ですが、今度は症状がよくなつてきましたので就労したい旨を医師診断書をそえて申し出たところ、経営側はこれを拒否しているわけです。これは、経営側が闘う労働者の職場復帰をいかに嫌惡しているか、闘う被災労働者と職場の仲間の結びつきをいかにおそれているか、ということを示していると思います。

第二の問題としては、復帰にあたっては原職にどさず、配置転換をされる場合が多いということがあります。元の職場に復帰すると再発する、と経営側は言いますが、それは、

職場に労災発生要因が残っているということです。兵福労は、原職復帰を原則としていますが、これは、職場改善・労災要因除去と結びついて初めてできることでしょう。

第三には、職場の仲間が実際の労働場面で、どれだけ被災労働者を支えられるかということが重要です。完治して職場復帰するのではないのですから、働きとか、生産性は当然劣ります。これを当然のことと周囲がとらえ、被災労働者のできる限りの範囲で労働できるように支えられる必要があります。もちろん、管理職や御用組合からの圧迫、いやがらせに対しても、周囲が被災労働者を防衛する必要があります。

のスローガンは、「よくあるやつです」「職業病は職場でなおす」というものです。このスローガンの意味としては次の三つです。  
①なんとが働きながら治療する  
②全治するまで退職しないで、経営側に責任をとらせる  
③職業病の出ない職場をつくる

労災職業病に被災してしまった以上、被災労働者には、仲間との連帯、経営者の責任追及、職場改善の闘いの道しかありません。これを避けようとすれば、退職に追い込まれ孤立し、いじける道しかありません。  
それだけに、職場復帰の闘い、職業病は職場でなおす闘いは、極めて重要で決定的であるといわなければなりません。

## 職業病は 職場でなおす

昨年来私たち兵福労は、それ以前の被災労を改めて、職場復帰を闘いとする方針を打ち出しました。そ



# 被災者個人の権利と

## 組織全体会の権利

について正しい方針を！

全金大阪亞鉛支部

ますます反動化する

自民党政

し、全斗煥司令部は三〇〇〇名をこ  
える無差別な虐殺の殺りくをお  
こなつた。

また同時に、金大中を初めとする  
民主リーダーの大量逮捕を行ひ「内

乱陰謀罪、反共法、国家保安法違反」

等の汚名をもつて“軍事裁判一死刑

八〇年代における内外の情勢は一段と厳しさを加えた混乱と激動の時代であり、我々労働者が生活と権利をいかに闘いとり、未来への解放をめざす闘いの好機としていかにとらまえるべきかが重要な課題と任務である。

とりわけ、七九年十月朴射殺を引き金に韓国における“全斗煥軍事体制の強化”は朝鮮人民の韓国民主化運動を徹底的に弾圧し、全土における戒厳令のもとに、光州、ソウルで「安保・軍事・政治・経済・教育・エネルギー」等々、有事に備えた“危機経済の全体系構造”として打ち

出し、同時に労働者・人民に対し“搾取奪の強化、労災・健保・法改正、高税負担”等の強行を画策し、とりわけ“被災労働者の切り捨て”“福祉切り捨て”的攻撃を着実におしつけ、労働者の分断と戦闘的地域拠点の解体攻撃が司法権力の反動化のものに表われている。

「生命と健康・安全」

は

自らの命が守れない

我々の「生命と健康、安全」は自らの闘いを通して守るべきであり、経営者、資本家に依拠したところで安全は確保されない。日常の職場生産点を主体に労災職業病闘争を組織すべきであり、その場合、権利意識の教宣活動と個人における意識変革の指導が重要な任務となる。

なぜならば、資本主義体制の危機が深刻化して不況、首切り、合理化、被災者の切り捨てが現実に表われて

おり、被災労働者の生活と権利をいかに守り、職場における安全、健康が阻害されている状況下では“自己変革”を行なわなければ一人の労働者も守り切れない現実を見すえておくべきである。

我々は「労災職業病闘争」の基本として単に被災労働者の救済・認定でなく、職業病の根源に向けたとりくみを行い、“日常的にいかに労災職業病をなくするか”的学習・討論を行つた。

その中で①労災職業病の要因と調査②調査に基づく安全対策の実施と治療③職業病被災者の認定と治療及び休業等の方針をふまえ「認定期間休業」をとりくむ場合、単に認定期間休業を目的とした闘争でなく、一、職場での被災者を設定し、二、個人の意識としても最後まで闘い抜く確認をもたず、三、支部全体として労災職業病闘争の方針を確認。その確認のもとに安全センター、南大阪労働者診療所、地域の仲間と共に戦術を立てた後労基交渉を行い、「脳卒中

(四件)、難聴(五件)治療一休業と補償、間接炎(二件)腰痛(三件)公害ゼンソク(一件)等全て労災認定をかちとり、これらの成果は共闘連帯の結果えたものである。

## 復帰問題は 労働者の団結のあり方 を基本に

労災認定一休業ではなく、職場の全員が休業治療の確認と理解を求め、その確認に基づいて休業することを原則とし、“労働者の団結のありかた”から職場復帰(労働の権利)の際は、当然前段に本人より症状経過、就労の要請をうけ、医師とも連携をとり、法改悪の動きの中で、被災者の権利を守り抜くために更なる闘いが重要である。そこで、①職場に通知②一定期間軽作業就労③状況判断で本人の希望を尊重の上原職復帰の形態をとり、就労しながら更に要治療の場合は継続治療治療の場合も、なじみの職場、なじをさせていく。

みの仲間との離脱感なり病氣による座折感が精神的肉体的苦痛をともなうこともあり、職場の仲間に対する人間関係の点から、本人の症状と経過をふまえ、職場内における相互協力を確認し、支部全体の確認を行つてある。

従つて労災職業病闘争をとりくむ場合、個人の権利と組織全体の権利を基本的にはいかに組織強化と権利意識の強化へ結合させるかが重要であり、あくまで企業内闘争でなく地域労働者との共闘連帯を強化発展させような闘争でなくてはならない事を確認している。

司法権力の反動化は更に激化していくことは必至であり「労災・健保」の上原職復帰の形態をとり、就労し闘う仲間との連帯を基本に“闘いの武器”として労災職業病闘争の強化発展に向けて努力を続けている。

# 前編から

南大阪

## 港湾職場粉じん調査スタート

大阪はまず三分会で

全港湾大阪支部

全港湾全国  
粉じん調査の  
準備のための  
会議が、九月  
十三日松浦診

の説明と意義確認を行つた。運動の具体的な練習つきの他に大阪機船を含め、今回  
は三職場の測定となるため、調査は九月下旬～十月上旬  
具体的な班分けと予備調査  
形で進められつつある。本  
ある。

以降仕事が多くて高止山へ  
ども悪化していくこと、ま  
た倒れる前の五月には九五  
五時間、六月には一七三時  
間という残業をしていたこ

た。全港湾大  
阪支部安全委  
員会、今回の  
調査対象とな

甲

下請労働者の脳卒中死  
労災認定に向けた取り組み始まる

全石油ゼ木石精勞組

ラル石油精製堺工場において、孫請会社玄海工業の労働者北川氏が脳卒中（脳内卒中を起したのが、年間を通じて最も、そして極端に繁忙期であるSD（定期修

安全委員、調査を受けもつ  
側から診療所健診部、関西  
研究者交流会、安全センタ  
ー、南大阪フィールド合宿  
実行委を構成する医系大学  
を中心とした各サークルが  
参加し、職場の実状、粉じ  
んの具体的な様子について

出血)で死亡するという事理)期間の直後であつたことから、労働災害の疑いが

日には予備調査に入り、医師及び医師と協力して調査を学生を中心とあるとして、安全センター開始した。

あるとして、安全センター及び医師と協力して調査を開始した。

**前編**

**大阪はまず三分会で**

**全港湾大阪支又部**

**港湾職場粉じん調査スタート**

南大阪

全港湾全国  
粉じん調査の  
準備のための  
会議が、九月  
十三日松浦診  
療所で開かれ  
た。全港湾大  
阪支部安全委  
員会、今回  
の調査対象と  
なった。全港湾大  
阪支部安全委  
員会、今回  
の調査を受けもつ  
てから診療所健診部、関西  
安全委員、調査を受けもつ  
てから診療所健診部、関西  
研究者交流会、安全センタ  
ー、南大阪ファーリード合宿  
実行委を構成する医系大学  
を中心とした各サークルが  
参加し、職場の実状、粉じ  
んの具体的な様子について  
る加藤運輸、関西海運の各  
調査対象とな  
った。その後、九月十八、十九  
日時を決めて解散した。  
ある。

の説明と意義確認を行った。運動の具体的な結びつきの  
他に大阪機船を含め、今回  
は三職場の測定となるため、調査は九月下旬（十月上旬  
具体的な班分けと予備調査  
の期間に行なわれる予定で  
ある。

日には予備調  
査に入り、医  
加で、研究者  
学生を中心と  
した多数の参  
加者と労働者

**埠**

**下請労働者の脳卒中死**

**全石油ゼネ石油労組**

今年の六月二十四日、ゼネラル石油精製埠工場において、孫請会社玄海工業の労働者北川氏が脳卒中（脳内出血）で死亡するという事故が発生した。全石油ゼネラル石油精製埠工場では、北川氏が脳卒中を起したのが、年間を通じて最も、そして極端に繁忙期であるSD（定期修理）期間の直後であつたことから、労働災害の疑いが

となど、北川氏の卒中が労  
災であることを裏づける事  
実が次々と明らかになつて  
きており、労組でも勝利の  
確信が強まつてゐる。

現在会社側は通勤災害として労基署に申請をしており、労基署も一定の調査を既に進めているが、組合側も十月初めにも正式に労災申請し、交渉を進めていくことになつてゐる。

大阪

# 一、三五〇名が熱気の結集

9月13日 中機械闘争を  
勝利させる大集会

九月十三日、田中機械闘争を勝利させる大集会が大坂中ノ島公会堂において開かれ、一三五〇名が結集した。

集会はまずこの間の報告から始まり、各団体からの連帯の挨拶、弁護団からの報告と進み、それを受けた形で全金港合同支部の婦人、青年、壮年の各層の代表が演壇に立ち、決意表明を行ひ盛り上りを見せた。

続いて、労働問題研究者の立場から熊沢誠氏が田中機械の闘いの意義を、自主生産の闘いで資本の論理に対する労働者の論理の有位性を示していること、企業

阪大南

# 徳田氏シアン禍労災訴訟 原告が直接陳述

野村メック労働組合

九月八日、大阪地裁七〇四号法廷において野村メックを始め、労働者診療所等かキ労働組合の徳田氏のシアンによる失明に対する損害賠償訴訟の第三回の公判が

裁判は現在入口での論議を終えこれから証人調べなど本格的に内容に入つて、

くが、長期闘争に備えて、支援共闘体制の強化も必要になつてきていた。

労働者という論理がまたまかり通つてしまふと訴えた。

その後、東京ペトリカメラ支部からの報告、おりから金大中氏の死刑判決阻止のハンストに入つていた韓

がつぶれ経営者、技術者が民統からの緊急アピール、そして大和田委員長の熱気あふれる決意表明を最後に表が登壇して集会決議、イ

ンタナシヨナルの大合唱のなかば、資本家あつての労中で集会は終了した。

し田中機械闘争がつぶれる

は話にならないので知つて

こと、労働者管理の実験で

いることぐらには答えなさ

して、南大阪の全争議団代

い。」と言い出す一幕もあつた。

あることにまとめ上げ、も

に「何も知らんと言うの

こと、労働者の社会が存在しうる

に反省を促した。裁判長も





大阪

## 反対尋問で

### 会社側の全面否定崩れる

#### ヤンマー出稼労災訴訟

九月十八日、大阪地裁八  
〇七号において、ヤンマー  
出稼ぎ労災訴訟（田中源三氏  
脳卒中死亡労災）の第七回  
目（証人調べが行なわれ、  
ヤンマーの鋳造課長山辺に  
対する反対尋問が行なわれ  
た。山辺は前回の反対尋問  
で、故田中氏の作業が重労  
働であること、職場環境が  
悪いこと、ヤンマーが田中  
氏の作業に直接指揮をして  
いたことなどについて全面  
的に否定していた。しかし、  
やつていないと主張してい  
る材料運搬作業が作業日報  
に載っているなどの矛盾点  
が指摘され始めるときにわ  
かに口ごもり始め「よく知ら

なり明白になってきたと思  
われる。

原告の一人である田中源  
三氏の妻、幸子さんが先日  
亡くなられるという極めて  
残念な事態もあるが、ヤン  
マーに対しても勝利す  
ることを夫婦への供養とす  
ることを強く闘いを強めてゆかね  
ばならないだろう。

九月二七日、元ボーリング  
作業員で七八年三月に神  
戸ポートアイランドの現場  
でクモ膜下出血で倒れた酒  
井精治氏は、七月三〇日付  
決定書は発病三日前の事故  
（突風でケーシングパイプ  
が海中に倒れ、その引上げ  
審査官の「棄却決定」を不  
作業が極めて難行したこと

に比し極めて寒冷であつた  
ことを判断に入れないので  
不合理な点が多く、また、  
懸命に病氣と闘っている酒  
井氏を「死亡したと誤るな  
どの不誠実な態度もあり再  
審査に踏み切ることになっ  
た。申請代理人には安全セ  
ンターの常任があり、全港  
湾とともに勝利するまで頑  
張ることを確認している。

大阪

### 脳卒中労災で 田中審査請求へ

九月二七日、元ボーリング  
作業員で七八年三月に神  
戸ポートアイランドの現場  
でクモ膜下出血で倒れた酒  
井精治氏は、七月三〇日付  
決定書は発病三日前の事故  
（突風でケーシングパイプ  
が海中に倒れ、その引上げ  
審査官の「棄却決定」を不  
作業が極めて難行したこと

東京

改悪法案審議工程にて  
闘争体制を確立

九月十二日、東京田町の身障者会館において労災保険法改悪に反対する全国連絡会議の代表者会議が行な

するので、労組がもつともっとと闘って起ち上がるよう本部として旗をあつてほし  
く一面を要請した。

代表者会議では、連絡会議の主要構成六団体（クロム、じん肺、せき損、全国協、関西緊急連、塩尻）で再上程阻止の全国アピールを出すことを確認すると共に、十ヶ月段階に全国結集による行動を行なうことを申し合わ

会社側が伊万里工場で実施した調査が現在の許容濃度にはるかに及ばない低いものであるのに對し、組合側の実験ではそれをこえる結果が報告されているからである。

南大吸

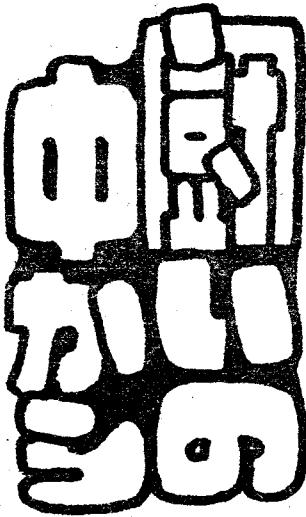
マジカノ由来語便語併大語及く  
ノル葉體に於ける由語其數語  
全般類似語又語名有分合

う情勢と、また国会での力関係が自民党が圧倒的に有利であるので野党をまとめしていくことの重要性についての報告がなされた。これに對して被災者側は「とにかく精一杯反対運動を開

との協議」をたてに回答をしぶつてはいる。この問題について名村造船は、造船工業会の支援を求め政治的もみ消しをはかっているが、組合側もこのような圧力に負けず、支援共闘体制を強化して当面の労災認定闘争に勝利するという決意は固

# 8月の新聞記事

- 8・1 投薬証明のないスマン患者二〇八人が一〇地裁で一斉訴訟
- 8・2 大阪府警は投光器に触れた作業員が基準以下での微電流で感電死したとの鑑定を提出
- 8・3 アイルランドで列車が転覆し、十七人が死亡四〇〇人以上が負傷
- 8・4 放射性廃棄物を太平洋に捨てるなど日本政府にパラオ代表らが申入れ
- 8・5 宝塚市の班状歯問題で判定委の二人解職
- 8・6 大阪で溶接作業中ガス爆発、二人火傷
- 8・7 薬事審はドオキオン服用と寄形児の関連性つかめずと結論
- 8・8 鳥取の業者が阪神間の会社から廃油や汚泥を無許可で収集していたことがわかつた
- 8・9 日本の放射性廃棄物投棄に対し、南太平洋首脳会議で中止決議
- 8・10 静岡の地下街でガス爆発があり、死者十一、二〇〇人が負傷
- 8・11 青森県で自衛隊機が墜落し民家が大破
- 8・12 大阪環境協組で廃棄物を手抜き処理が判明
- 8・13 感染した
- 8・14 通産省はフロンガスの規制はしないと方針
- 8・15 大阪で車の荷台のアームがばすれ四人負傷
- 8・16 宮崎で手術ミスの医師に有罪判決
- 8・17 北海道夕張炭鉱で坑内火災が発生
- 8・18 神戸地裁尼崎支部で争議中のビラ、赤旗は会社の許可が必要との判決
- 8・19 環境庁は石綿公害規制のため濃度規準の作成に着手
- 8・20 神戸で労災入院と偽って飲み歩き、休業補償を不正に受けていた男が逮捕
- 8・21 大阪府消費生活センターの調査で赤ちゃん用おしゃぶりから基準の一〇倍のカドミが入っていることがわかつた。



# マンガン中毒認定闘争に勝利 造船大合理化への 反撃を!!

全港湾建設支部名村分会

造船の溶接ヒューム  
マンガン中毒に

安田芳則氏（一九三五年生、四五才）は、七九年初めに労災問題の相談を通じて全港湾名村分会に結集してきた（株）名村造船所の本工労働者である。

安田氏の症状は、歩行障害、軽度の言語障害、手足のしびれ、脱力感、痛み等であり、いわゆるパーキンソン症状を呈していた。これを松浦診療所において診断してもらったところマンガン中毒によるパーキンソンであることが判明した。つまり、安田氏は造船の仕上げ組立工として半密閉的なエンジン場においてマンガン含んだ溶接棒の煙を、長年の間大量に吸つたためにマンガン中毒を起こしたのである。これに對して組合は、阿倍野労働基準監督署に労災申請をした。マンガン精鍊所以外のマ

ンガン中毒としては全国で初の事例であった。（注：労災認定について一年四ヶ月を経過した今なお結論が出ておらず、組合は労災認定闘争を継続している）

他方、名村造船所は安田氏の労災に対し、例のように「当社の業務に起因しているとは到底認められない」と頭から否定する態度を示している。更にその上名村造船所はこの安田氏に対し、主治医の松浦医師が「軽作案は可」との診断書を提出しているにもかかわらず、不当な無制限の休職を強いているのである。無期限の休職処分なるものは、いかなる就業規則、労働協約にもないものである。この不当な休職処分は、安田氏の背後に全港湾が控えているというのが理由であり、全港湾が後にある限りいかなる復職も認めないというのが名村造船所の意志である。そして、でき得るならば労災が否認され、解雇したいといふのが名村造船所の本音であり、それに向けて圧力をかけできているのである。

これらの攻撃に対する闘いが安田闘争である。

## ・安田闘争の意義・

### 造船大合理化への 「敗北」からの 反撃

安田闘争の意義は非常に大きなものだろう。なぜならそれは、造船の大合理化攻撃に「敗北」したという局面から出発しつつ、「敗北」の徹底化を許さず、「敗北」をうがつ大きな可能性を秘めているからである。

つまり、七七年十二月一日、名村造船所の下請労働者で結成した全港

造船名分会は、造船大合理化の第一段としての下請労働者への解雇攻撃の嵐のなかで、結成後わずか二ヶ月足らずの間に全員解雇攻撃を受けた。

その後の造船合理化の進展は、①七八年二月の本工への第一次希望退職攻撃 ②七九年八月、第二次希望退

職攻撃 ③七九年十月、修繕部門の独立、別会社（名村重機ドック）の業務開始 ④新造船部門の土地と設備の売却、という矢次早で根こそぎの合理化攻撃であり、労働者数の大幅な縮少と工場そのものの削減が急速に進んだのである。（この過程は

獨占の造船一〇万人合理化－産業再編成の攻撃の一環としてあった）しかし、この造船大合理化に対し、我々全港湾名分会は、小さいながらも、そして全員解雇攻撃を受けながらも少しづつ反撃を続けていったのである。その成果の第一歩が本工の安田氏の全港湾名分会への結集である。

## 名村造船の内側に 闘う労働組合 とりでを

る。

今日、造船大合理化に対する「敗北」の結果として、名村造船においても、その内側では再び同盟－造船重機の完全な支配体制下におかれている。つまり、このなかでは資本は労働者に対してやりたい放題のことがやれるということであり、首切り

というほどの下請労働者の大きな存在である。この下請労働者は、資本にとつてはいつでも自由に首切れる存在であり、又、下請労働者には、労働基準法に定められた最低の権利さえほとんど与えられていかなかったのである。従って、本工－下請の差別分断支配を打ち破ること、その第一歩としての下請工の組織化が造船資本の過酷な労働者支配を粉碎するものであり、造船大合理化を粉碎していく大きな条件であった。それゆえに、下請労働者の団結体としての全港湾名分会の結成とこれへの本工安田氏の結集は、造船資本の横暴と闘い労働者の基本権を確立していく大きな道程の一里塚であるのである。

であつても、労働条件の切下げといふ合理化であつても資本の思うままである。又、労災等の労働者の権利の主張は極めて抑圧されるというこ

とである。更に、同盟の闘わない路線は、労資一体の思想を生み、侵略産業、軍事産業としての造船の擁護侵略・戦争への加担の思想一排外主義を労働者に強要するのである。このことが造船大合理化攻撃の独占の大きな意図の一つだったのである。

従つて、安田闘争を勝利させる意義は次のようにまとめられるだろう。

①同盟支配を打ち破り、労働者の権利を回復し、又、排外主義と闘い、軍需生産体制を粉碎していくこと

②本工一下請の差別・分断支配体制を解体し、資本の過酷な労働者支配と排外主義の基礎をとりのぞくこと

③安田氏の復職の実現は、名村造船の内側に鬪う労働組合のトリデをもうけることであり、労働基本権確立の武器となること

④更に安田氏の復職は、下請労働者の不当な解雇撤回一職場復帰に道を

開き、①、②、③の実現の大きな前進をかちとること以上である。

## 全港湾・地域の総力で 安田闘争の勝利を

今日我々は、造船大合理化攻撃に對して敗北した地点から出発せざるを得ない。しかし、資本主義はいぜん危機であり、いやむしろ、より根底的な危機に進んでいかざるを得ず、それゆえに労働者に対する榨取・収

奪・抑圧を強化していかざるを得ない。同盟に對してもおこぼれを与える余裕は少なくなつてゐる。労働者の反乱の客観的条件は整いつつある。あの佐世保重工の労働者は、坪内体制への反乱を開始して二六四時間のストでもつて労働条件の切下げ、賃金の切下げと闘い勝つたのである。

我々は、全港湾・地域の総力でもつて安田闘争の勝利をかちとり、造船大合理化の「敗北」をうがつ勝利の地平を切り開かねばならないと考えるものである。

パンフ紹介

### 改悪労災保険法案

### 国会再上程糾弾！

### 臨時国会成立阻止！

200(送料別)円  
発行：関西緊急連

## 夏期カンパへの御協力

あいだどうだいじました

六月中旬から八月までの二ヶ月間、  
夏期カンパの御協力をお願ひしてき  
ましたが、八月末しめ切り段階にお

いて七三九、四七三円のカンパが寄  
せられました。本当にありがとうございました。  
誌面から失礼ではあり  
ますが御礼申し上げます。

政府は先の通常国会で被災者、労  
働者側の反対で廃案となつた改悪労  
災保険法案をまたぞろ今回の臨時国  
会に再上程し、自民党多数を利用して  
てゴリ押し成立させようと企らんで  
います。安全センターは全国の仲間  
と協力してこの策動をうちやぶるべ  
く全力で闘つていくつもりであります。  
皆様から寄せられたお金も、こ  
れらの闘いに向け有意義に使わさせて  
いただきます。

一九八〇年 九月三〇日

8月分会計+報告	
収入	支
会費 215,600	事務費 60,129...④
機関誌 69,600	活動費 57,944...⑤
カンパ 297,600...①	機関誌 34,400...⑥
パンフ 50,000...②	送料 24,505
その他 11,270...③	資料代 32,500
計 644,070	人件費 190,000...⑦
	計 399,478
①夏期カンパ 37,200 を含む	④家賃・共益 8月、ガス 7月、新聞 8月、電気 8月等
②全国協パンフ立替分もどし	⑤社保料 6月、七月、比花センタ - 9月分担金、常任交通費
③広告料など	⑥No.74号印刷代
8月分収支 +244,592	⑦常任 8月分人件費
9月へのくりこし +1,576,853	

昭和  
50年  
10月  
29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

9月号(通巻77号)

昭和  
55年  
9月  
20日発行

(毎月  
一回  
20日発行)

■表紙写真  
全港湾大阪支部大阪機船分会での  
粉じん調査（関連記事…8p）

**早く・安く**

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株)千里印刷 06-351-1127**

大阪市北区天満橋3-5-28